

審査報告

議案審査報告書

一件 名 福生所公益質屋基金条例案(議案第7号)

二 審員会付託の日 昭和四十年三月廿三日 第三回福生所議事会(例会)に於て厚美委員会に付託

三 審員会開会の日 昭和四十年三月廿八日 午後九時

本委員会に付託された右議案については、慎重審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

右とあり報告いたします。

昭和四十年三月十八日

厚美委員会

委員長 大沼 秀伍

福生所議会議長

高橋千春 致

補足説明を若干いたしますと、まず特別会計条例の部を改正する条例案でございしますが、本件はつぎのように、公益質屋事業を一般会計に繰り入れたために、福生所特別会計条例案第三項にございして、公益質屋特別会計事業を削除いたしました。一般会計に繰り入れろという事でございします。

これに関連いたしまして、公益質屋基金条例案が設けられておられますが、この条例については、地方自治法第三百四十一条にございして正しい条例のもとに基金条例を作っても良いという事から、最近の各自治市町村の青梅市、昭島市等にございしても、一般会計に繰り入れろという事が報道されております。又先般の三十八年度決算の報告にございして、質屋業務というものが非常に煩雑であり、又わかりにくい内容でございしますので、やはり利益不償というものを生じろという事にも、一般会計に繰り入れろをわかりやすくした方が……という事を申し上げておりました。今日これの賛成を述べたという事は、今後の質屋業務を運営する上において適切でなければいかと考えるのでございします。

厚生委員会としても慎重審議いたしまして、原案を可決すべきものと決定したわけでありますが、よろしく御審議のほどお願いいたします。

一議長(高橋千春君)「これより本委員長報告に対する質疑を行います。」

(「異議なし」とする者あり)

一議長(高橋千春君)「これにて質疑を終結いたします。おわかりいたします。議案第六号及び議案第七号は本委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。」

(「異議なし」とする者あり)

一議長(高橋千春君)「御異議なしと認めます。よって議案第六号及び議案第七号は本委員長報告の通り決いたしました。」

一議長(高橋千春君)「日程第六昭和三十九年度福生所股会計補正予算第四号案議案第七号を議題に決します。本件については、これを担当委員会に審査を付託しておりますので、各委員長から順次報告願います。本所、総務委員長長上審。」

(審大久保一郎君登壇)

一審大久保一郎君「御指名により審査報告を行います。」

審査報告

議案審査報告書

一件 名 昭和三十九年度福生所股会計補正予算(第四号案)議案第二号
中総務委員会所管分(戒金、牧、議会費、総務費、首節、天化、社、勤、費、
及、戸籍住民登録費、除く)消防費、教育費、予備費)

二委員会付託日 昭和四十年五月十七日 第三回福生町議会定例会に於いて総務委員会に付託

三委員会開会日 昭和四十年五月十七日 午後九時

昭和四十年五月十七日 午後一時

本委員会に付託された議案について、慎重審査の結果、原案を可決すべきものと

のと決定した。

右のとおり報告いたします。

昭和四年五月二十日

総務委員会

委員長 大久保一郎

福生町議会議長

高橋千春殿

以上でございますが、審査の概要につきましては補足説明を行います。第四回補正予算は収入とも二百二十四万五千円でございまして、収入については増となり、支出は収入より四百二十五万五千円、基盤交付金が六万五千円、国庫支出金四百四十万四千計三千五十八万八千円という金額が収入増となり、支出は減

福生町議会

となつた分については野産収入の千七百二十万二千円、使用料及び手数料に八千六百六十円、国庫補助金に八千四百二十万四千計千八百六十四万三千円が減となり、差引く補正額は二百二十四万五千円となり、収入は減となり、支出は二百六十六万三千円、減となつた分が四百四十万五千円、差引くが二百二十四万五千円で収入については所長の方針である健全財政、且、財政のたの措置であり、支出につきましては、不用額を減額し、給付決定による不足額に充てたという事と都市下水路の負担金が主なものでございまして、総務委員会でも長時間にわたり慎重審議の結果、本予算の執行におき、理事者は最大の努力を願う事を強く要望いたします。原案通り可決すべきものと決定したわけをございまして、できるだけ即審議を承り、決定下さるようお願い申し上げます。審査報告を終ります。

議長(高橋千春君)次に建設委員長からお願いいたします。九番
(九番中西花蔵君登壇)

一九四(中西虎蔵君)同席名がかりましたので審査報告をさすういただきます。

審査報告

議案審査報告書

件 名 昭和三十一年度福生町農会計補正予算(第四号)案「議案第二号」

建設委員会所管(農林水産業部、商工部、土木部)

二番員会計目録 昭和三十一年五月廿三日第一回福生町議会農会に於いて建設委員会に

付託

三番員会計目録 昭和四十一年五月廿九日 午後九時

本委員会に付託された議案について慎重審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

右のとおり報告いたします。

昭和四十一年五月廿九日

建設委員会

委員長 中西虎蔵

福生町議会議長

高橋千春殿

補足説明をさすういただきますと、本年度の補正にあたりまうは、特に目立つたものけ一部事務組合に於ける下水道関係もさすうあります。その外は大体給水の改定が主なものとなりまうし、事業のかけあかり目立つたものけさすうあります。以上のようすわけを本補正に於いてまうは、委員会として決定した次第でございますのでさすうしく御審議をいただきますし、御決定下さるようお願ひ申し奉ります。

議長(高橋千春君)次に厚生委員長から願ひます。案

(黒大沼君伍君登壇)

一 署長 大沼 秀伍君 御指名によりし審査報告をさぐらうにいたします。

審査報告

議案審査報告書

一件 名

昭和三十九年度福生町牧会計補正予算(第四号)案(議案第一号)中厚生委員会所管分(民生費、衛生費、総務費中の首節、美化活動費、戸籍住民登録費)

委員会報告日

付託

委員会開會日

昭和四十年三月十八日 午前九時

本委員会に付託されし議案については、慎重審査の結果、取決を可決すべきものと決定した。

右のとおり報告いたします。

昭和四十年三月十八日

厚生委員会

委員長 大沼 秀伍

福生町議会議長

高橋 千春 殿

審査の内容について若干補足したいと思ひます。総務費の中戸籍住民登録費は給子改定分の増、並びに首節美化活動費にあつたものと見做す。本年度末の見直しによる減額等でございます。民生費にあつたものは、社会福祉関係で給子改定に伴う人件費の増、及び公営住宅における騒音防止金等の補正でございます。又児童福祉にあつたものは、私立保育園に対する国庫の基礎改定に伴う委託料の増でございます。衛生費にあつたものは、保険衛生費下職員職員の減員による減額と、行政事務に要します経費の減額でございます。清掃費にあつたものは、人件費

の増とし、不処理費につき、その手数料の年度末の残り勘定を確定し、把握
してありますので、その業者に対する手数料と、その残り勘定手数料等による
減額補正でございます。以上、本委員会におかれましては、慎重審議にしまして、原案
通り可決するものと決定した次第でございますので、よろしく御審議のほどよろしく
お願いいたします。

議長(高橋千春君) これより、本委員長報告に対する質疑を行います。

一審(石川信義君) 議長

議長(高橋千春君) 一審

一審(石川信義君) 本件に関しましては、本常任委員長の報告に添うするもので、
何んの異議を申すものでございませうか。この際、理事者にも御要望申し上げ、
あつたにと思ひます。昭和三十一年度の補正予算を審議するに当たりまして、当
初私も、総務委員長という立場から、予算の内容を十分検討したのでございませうが、
特に職員の給与については、目立つて金額だと考えられますので、当時の課長より

今後の職員の給与アップ等を、お見込んで予算がどうか、強く御質問申し上げたわけ
でございますが、その時の回答といたしましては、そのような点は、十分考慮され、い
てまいりました。今後の補正等におかれましては、大々な補正をする事は、ないという事を申し
つたわけでありませう。今日、大々な補正は、人件費の補正であり、又補正四号につ
き、その職員給与の改定等により、補正が非常に目立つております。このよう
に、当然職員給与のものは、経常費でありますので、大々な補正が、なくとも、当初予算に
しかりと組んでおけば、良いのであり、今後の補正も、内容的に補正をいづれ、良い
のではありませんか。という事が、考えられるわけでありませう。結論といたしましては、今後当然
支拂おなければならぬ、経常費に、おかれましては、当初に、いかに御検討の上、このよう
な補正が出る、ようにお考えにしまして、要望といたします。

議長(高橋千春君) これにより、質疑を終結いたします。おわかりいたします。議案第1号
は、本委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

一議長高橋千春君(即異議なしと認めます。よき議案第11号中各委員長報告のとら
い可決いたしました。)

一議長高橋千春君(日程第12昭和39年度福生町水道事業会計補正予算議案第11
号を議題に供します。本件はついで厚生委員会に審査を付託しておりますので
委員長から報告願います。答)

(署大沼秀伍君登壇)

一署大沼秀伍君(即席名がかりましたので審査報告をさすいたします。)

審査報告

議案審査報告書

一件 名 昭和39年度福生町水道事業会計補正予算(第3号)案「議

案第11号

二委員会付託日 昭和40年三月十三日第一回福生町議会常任委員会に付託
福生町議会

三委員会議決日 昭和40年三月十八日 午後九時

本委員会に付託された議案については慎重審査の結果、原案を可決すべき
ものと決定した。

右のとおり報告いたします。

昭和40年三月十八日

厚生委員会

委員長 大沼秀伍

福生町議会議長

高橋千春殿

本件につちまうは補正額不収入の主なものは給水収益をございまして支出の面
にありましては職員給与改定分並びに工事請負費不付戻金の跨線橋の配水
管追加工事費の他であります。当委員会にありましては原案通り決定をす

にわけをいいますのでよろしく御審議のほどを願ひいたします。

一議長(高橋千春君)二つ下り本委員長報告に対する質疑を行います。

(異議なしとすぶるあり)

一議長(高橋千春君)二つ上り質疑を総結いたします。おかりいたします。議案第

十五号は本委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

(異議なしとすぶるあり)

一議長(高橋千春君)御異議なしと認めます。議案第十五号は本委員長報告のとおり

可決いたしました。

(議長休憩と呼ぶ者あり)

一議長(高橋千春君)三つ暫時休憩いたします。

休憩(五十九時四十分)

開議(五十九時五十分)

一議長(高橋千春君)休憩をいひつゝ読ま會議を開きます。

一議長(高橋千春君)日程第八昭和三十九年度福生町国民健康保険特別会計補正予

算第三号案。議案第三号を議題に供します。本件については厚生本員会に審

査を付託しておりますので本委員長から報告願います。審

(審大畑秀伍君登壇)

一審大畑秀伍君(副議長)がかりましたので審査報告をさせていただきます。

審査報告

議案審査報告書

件 名 昭和三十九年度福生町国民健康保険特別会計補正予算第三

号(案)「議案第三号」

二本員会就目日 昭和四十年五月十二日第一回福生町議会定例会に於いて厚生本員

会に付託

三本員会開會日 昭和四十年五月十八日(午後九時)

本委員会に付託された各議案については、慎重審査の結果、可決すべきものと決定した。

右のとおり報告いたします。

昭和四年五月十八日

厚生委員会

委員長 大沼秀伍

福生町議会議長

高橋千春殿

本件につきまず、職員の給与改定により増進並びに去る一月日から厚生大臣の職権若しくはよりまして、医務官の緊急昇進による補正をいまして、その必要要員の減額補正等がござります。当委員会にいたしまして、慎重審査の結果、可決すべきものと決定いたしました。よろしく御審議のことをお願いいたします。

福生町議会

議長(高橋千春君)これより委員長報告に対する質疑を行います。

(質疑なしとす。有るあり)

議長(高橋千春君)これにて質疑を終結いたします。みづかりいたします。議案第十二号は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

(異議なしとす。有るあり)

議長(高橋千春君)御異議なしと認めます。よろしく議案第十五号は委員長報告のとおり決いたします。

議長(高橋千春君)日程第九昭和四年年度福生町福祉部計画、福生町地区画整理事業特別会計補正予算案、第三号案、議案第十四号を議題に供します。本件について建設委員会に審査を付託しておりますので、委員長から報告願います。

九番(中西虎蔵君登壇)

九番(中西虎蔵君)御報告が済みしたので、審査報告をさすまいにいたします。

審査報告

議案審査報告書

一件 名

昭和十九年度福生町福生町計画福生町区画整理事業特別
会計補正予算案第三号(案)議案第一四号

二 本委員会付託日 昭和十九年五月九日 福生町議会定例会に於いて建設本委員会に付託
三 本委員会開会日 昭和十九年五月十九日 午後九時

本委員会に付託された議案について慎重審査の結果、原案を可決すべき
ものと決定した。

右のとおり報告いたします。

昭和十九年五月十九日

建設本委員会

委員長 中西虎蔵

福生町議会議長

高橋千春殿

三十九年度の町計画区画整理の補正でございますが、この中で目立つたものの中加美平
から武蔵野台に於ける五十名の組合費をございませうか、その他として、人件費の
増による補正であります。そのほか、変更であります。その中に、区画の補正をござ
いますので、本委員会に於きても慎重審査いたしましたわけをございませうので、本会
議に於きてもよろしく御審議の上、決定せられ、人事も御覧の上、お示しをしまして報告
を終らさせていただきます。

議長(高橋千春君) 二れより委員長報告に於ける質疑を行います。

(質疑なしとす) 有るあり

議長(高橋千春君) 二れより質疑を終結いたします。あつかりいたします。議案第

一四号は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

(異議なしとす) 有るあり